

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○
○○ ○○

(審査請求時の居所：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○警察署内留置場)

審査請求人から平成 29 年○月○日付けでなされた生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条の規定による保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件処分のうち、平成 29 年○月 11 日の保護を停止した部分を取り消す。
- 2 本件審査請求のその余の部分棄却する。

事 案 の 概 要 等

1 事案の概要

本件は、処分庁が、審査請求人が逮捕され留置施設に留置されたことを理由に本件処分をしたのに対し、審査請求人が、本件処分の取消しを求めた事案である。

2 関係法令等

(1) 法第 1 条

法第 1 条は、この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると規定する。

(2) 法第 4 条第 2 項

法第 4 条第 2 項は、民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われることを規定する。

(3) 法第 5 条

法第 5 条は、前 4 条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならないと規定する。

(4) 法第 12 条

法第 12 条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送の範囲内において行われることを規定する。

(5) 法第 14 条

法第 14 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われることを規定する。

(6) 法第 26 条

法第 26 条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないことを規定する。

(7) 課長通知第 10・問 12

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。なお、新潟県では、本通知により取り扱うこととしている。）第 10・問 12 は、保護の停止を行う場合の取扱い基準を示しており、同基準においては、停止期間は原則として日を単位とするものとしている。

また、保護の停止は、保護を要しなくなった日から行うことを原則とするものとしている。

(8) 生活保護問答集・問 7-15

「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。なお、新潟県では、本事務連絡により取り扱うこととしている。）の問 7-15 は、被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないものとしている。

(9) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「刑事収容施設法」という。）第 3 条は、刑事施設は、次に掲げる者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする旨規定す

る。

ア 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者

イ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定により、逮捕された者であつて、留置されるもの

ウ 刑事訴訟法の規定により勾留される者

エ 死刑の言渡しを受けて拘置される者

オ 前各号に掲げる者のほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者

(10) 刑事収容施設法第 14 条第 2 項

刑事収容施設法第 14 条第 2 項は、留置施設は、次に掲げる者を留置し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする旨規定する。

ア 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）及び刑事訴訟法の規定により、都道府県警察の警察官が逮捕する者又は受け取る逮捕された者であつて、留置されるもの

イ 前号に掲げる者で、次条第 1 項の規定の適用を受けて刑事訴訟法の規定により勾留されるもの

ウ 前 2 号に掲げる者のほか、法令の規定により留置施設に留置することができることとされる者

(11) 刑事収容施設法第 35 条第 1 項

刑事収容施設法第 35 条第 1 項は、未決拘禁者（刑事施設に収容されているものに限る。）の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合における処遇を除く。）は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う旨規定する。

(12) 刑事収容施設法第 40 条第 1 項

刑事収容施設法第 40 条第 1 項は、被収容者には、衣類及び寝具、食事及び湯茶並びに日用品、筆記具その他の物品であつて、刑事施設における日常生活に必要なものを貸与し、又は支給する旨規定する。

(13) 刑事収容施設法第 182 条第 1 項

刑事収容施設法第 182 条第 1 項は、被留置者の処遇（運動、入浴又は面会の場合その他の内閣府令で定める場合における処遇を除く。）は、居室（被留置者が主として休息及び就寝のため使用する場所として留置業務管理者が指定する室をいう。）外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う旨規定する。

(14) 刑事収容施設法第 186 条第 1 項

刑事収容施設法第 186 条第 1 項は、被留置者には、衣類及び寝具、食

事及び湯茶並びに日用品、筆記具その他の物品であつて、留置施設における日常生活に必要なものを貸与し、又は支給する旨規定する。

3 事実経過

- (1) 平成 28 年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成 29 年〇月〇日、審査請求人は、〇〇市立〇〇図書館において、館内に設置されていたコンセントでゲーム機の充電をし、これを注意した〇〇市の職員の胸ぐらをつかむなどした。
- (3) 同年〇月 11 日、審査請求人は、同年〇月〇日の〇〇市の職員に対する公務執行妨害及び傷害の被疑事実により逮捕され、〇〇警察署に留置された。
- (4) 同年〇月 13 日、処分庁は、同月 11 日に遡及して本件処分を行った。
- (5) 同月〇日、処分庁は、〇〇警察署において、本件処分に関する通知書を審査請求人に交付した。
- (6) 同月〇日、審査請求人は、起訴された。
- (7) 同年〇月〇日、審査請求人は、知事に審査請求をした。
- (8) 同年〇月〇日、審査請求人は、〇〇警察署から〇〇刑務所〇〇拘置支所へ移送された。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、現在、犯罪の嫌疑をかけられており、処分庁から支給されるはずの保護費が停止されている。留置施設内で裁判を待っているが、自分は間違ったことはしていない。

審査請求人は、保護費がなければ生活することができないため、支給されるはずの保護費を支給して欲しい。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分について

法第 4 条第 2 項は、他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われる旨規定している。

審査請求人は、平成 29 年〇月 11 日に公務執行妨害及び傷害事件により逮捕、留置となり、刑事収容施設法第 186 条により、衣類及び寝具、食事等の貸与又は支給が開始されている。

このことに伴い、他の法律による扶助を受けることで法第 12 条におけ

る生活扶助は満たされているため、法第 26 条により保護停止処分を行ったものである。

問答集の問 7-15 においても、被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから、最低生活費の計上は必要ないものとしている。

(2) 停止日について

保護の停止期間については、「原則として日を単位とする。」(『生活保護手帳 2017 年度版』385 頁(中央法規、2017))とされている。

このことから、平成 29 年〇月 11 日の逮捕日については、逮捕されるまでの間は生活扶助が必要だったとの考えもあるが、日(〇月 11 日)を単位として考え、他法優先するならば、逮捕日である〇月 11 日については、既に刑事収容施設法第 186 条により、衣類及び寝具、食事等の貸与又は支給が開始されていることから、生活扶助は不要と判断した。

以上のことから、停止日を逮捕日から釈放の前日までとしている。仮に逮捕日の翌日が停止日となると、逮捕日及び釈放日の両日の保護が必要となり、保護日数と留置期間で実日数を 2 日間超となり重複扶助になりかねないと考える。

理 由

1 保護の補足性について

法第 4 条第 2 項は、他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われる旨規定している。ここにいう「他の法律に定める扶助」とは、他の法律に定められている扶助で法による保護として行われる扶助とその内容の全部又は一部を等しくするものをいう(東京高裁平成 23 年(行コ)第 399 号、平成 24 年(行コ)第 110 号、同年 7 月 18 日判決)。

刑事収容施設法第 186 条第 1 項又は同法第 40 条第 1 項により、被留置者又は被収容者に提供される物品は、同法に定められている扶助であり、後述する生活扶助とその内容の全部又は一部を等しくするものであることから、「他の法律に定める扶助」に当たる。

また、刑事収容施設法第 14 条第 2 項及び同法第 182 条第 1 項により、被留置者に対し居室を提供することは、同法に定められている扶助であり、後述する住宅扶助とその内容の全部又は一部を等しくするものであることから、「他の法律に定める扶助」に当たる。これは、刑事収容施設法第 3 条及び同法第 35 条第 1 項により、被収容者に対し居室を提供する場合につい

ても同様である。

したがって、刑事収容施設法に基づく措置は、法による保護に優先する。

2 生活扶助及び住宅扶助について

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送の範囲内において行われ（法第12条）、また、住宅扶助は、上記の者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われる（法第14条）。

刑事収容施設法に基づく措置が、法による保護に優先することは前記1で述べたとおりであるが、当該措置により、留置施設又は刑事施設において必要な衣類及び寝具、食事及び湯茶並びに日用品、筆記具その他の物品が提供され、また、生活に必要な居室が提供されることからすれば、留置施設に留置され又は刑事施設に収容された者は、これらにより生活需要が満たされるのであるから、刑事収容施設法に基づく措置とは別に生活扶助又は住宅扶助を要する事態が生じることは想定されないものと考えられる。

したがって、被保護者が留置施設に留置され又は刑事施設に収容された場合は、生活扶助費又は住宅扶助費の支給はこれを要しないというべきである。

なお、問答集の問7-15は、被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないとしているところ、これは、上記の趣旨を明らかにしたものであると解される。

3 処分の適用の日について

課長通知第10・問12においては、保護の停止の期間について、原則として日を単位とし、また、停止の始期については、保護を要しなくなった日であるとしている。

「他の法律に定める扶助」が、刑事収容施設法に基づく措置による扶助である場合は、当該扶助は、物品等の提供及び居室の提供という現物給付であるため、「保護を要しなくなった日」を保護の停止事由が発生した当日であると解すると、被保護者は、停止日の午前0時から「他の法律による扶助」が開始するまでの間は、法による保護を含む何らの扶助も受けられないこととなる。

法第1条は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障する旨を規定するが、困窮する国民に対し、必要最低限度の生活を保障するという法の趣旨から

は、たとえ短時間であっても扶助の空白期間が生じる事態は避けるべきであると考えられる。したがって、刑事収容施設法に基づく措置による扶助を受ける場合の保護の停止日は、停止事由が発生した当日ではなく、その翌日であるというべきである。

4 本件処分について

審査請求人は、平成 29 年〇月 11 日に被疑者として逮捕された後、同日〇〇警察署に留置され、また、同年〇月〇日に〇〇警察署から〇〇刑務所〇〇拘置支所へ移送、収容され、この間、刑事収容施設法による措置を受けていたことが認められる。

審査請求人は、逮捕、留置の翌日である同年〇月 12 日以降は法による保護を要しないといえるものの、同月 11 日については、逮捕、留置されるまでは、刑事収容施設法に基づく措置はなされておらず、生活扶助及び住宅扶助を要する状態であったといえる。したがって、同日を保護の停止日として、同日以降の保護を停止した本件処分にはその限度で違法がある。

これに対し、処分庁は、法第 4 条第 2 項に規定された他法優先の考え方により、逮捕日である同年〇月 11 日については、既に刑事収容施設法第 186 条により、衣類及び寝具、食事等の貸与又は支給が開始されているため、生活扶助は不要であると判断したとし、また、仮に逮捕日の翌日を保護の停止日とすると、逮捕日及び釈放日の両日の保護が必要となり、保護日数と留置期間で実日数を 2 日間超となり重複扶助になりかねないと主張する。しかしながら、上記 3 のとおり、必要最低限度の生活を保障するという法の趣旨からは、被保護者において扶助の空白期間を生じさせるべきではなく、保護の停止期間は、停止事由が発生した日の翌日とすべきであることから、処分庁の主張は妥当ではない。

以上のとおり、本件審査請求は、本件処分のうち、平成 29 年〇月 11 日の保護を停止した部分の取消しを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の部分は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

平成 30 年 6 月 7 日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

付 記

1 再審査請求について

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすることはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすることが認められる場合があります。

2 裁決の取消しの訴え及び処分の取消しの訴えについて

(1) この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（以下「出訴期間」といいます。）に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

(2) 処分の違法を理由とする場合は、出訴期間内に、〇〇市を被告として（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3) また、出訴期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、出訴期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。